

業務仕様書 中小企業勤労者福利厚生事業

1 実施目的

この事業は、区内中小企業等の事業主及び従業員に対し、会員制の福利厚生サービスを提供することにより、中小企業に働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施条件及び体制

事業の実施に当たり、実施条件及び体制は以下のとおりとする。

- (1) 区が定める「港区中小企業勤労者福利厚生事業実施要項」、「港区中小企業勤労者福利厚生事業会員規約」に基づき、事業を実施すること。
- (2) 区が指定する福利厚生事業室において、窓口・受付業務を行うこと。また、指定管理者が有する受付センター等において、同様の受付業務を行うこと。ただし、それぞれの受付時間等については、区と別途協議するものとする。
- (3) 区で定めた会費を会員等から徴収すること。徴収した会費は指定管理者の収入とし、区から指定された用途に係る経費は会費の中で運営すること。また、会費の還付が必要となった場合、指定管理者の収入とした会費の中から還付すること。
- (4) 中小企業に働く勤労者にとって真に有益な福利厚生となるよう、会員の利用実態やニーズ等を把握し、関係者間で情報共有を図り、提供するメニューや回数、提供方法等、事業の充実や改善を図ること。

3 事業計画（事業の見直し）

把握した会員の利用実態や社会経済情勢等の変化を踏まえ、事業の必要性や実施回数、内容、方法、人員体制、必要経費等の見直しを行い、次年度の事業計画及び収支予算に反映させること。

4 実施報告

事業の実施報告については、内容、形式、報告方法・時期を定め、定期的に区に報告を行うこと。また、年間の実績を当該年度の事業報告及び収支決算に反映させること。

5 参考（これまでの実施方法等）※これまでは勤労福祉会館にて業務委託で実施

「港区中小企業勤労者福利厚生事業会員規約」に規定される以下の福利厚生事業を港区中小企業福利厚生事業利用会員（以下「会員」という。）に提供するため、次の事業を実施すること。

- ① 給付事業
- ② 健康維持推進事業

- ③ 自己啓発事業
- ④ 余暇活動事業
- ⑤ 指定宿泊施設事業
- ⑥ 指定遊園施設等事業
- ⑦ 観劇等事業
- ⑧ 指定店事業
- ⑨ 施設貸出事業
- ⑩ レクリエーション事業
- ⑪ 中小企業勤労者福祉の目的を達成するためその他必要な事業

(1) 給付事業

①の給付事業として、慶事、弔事給付事業及び見舞給付事業を会員に提供すること。給付は、カタログギフトによる下記のとおりとし、詳細・支給要件については、港区中小企業勤労者福利厚生事業会員規約のとおりとする。

- ア 結婚祝品：10,000 円相当額の給付
- イ 出産祝品：10,000 円相当額の給付
- ウ 就学祝品：7,000 円相当額の給付
- エ 成人祝品：20,000 円相当額の給付
- オ 銀婚祝品：15,000 円相当額の給付
- カ 金婚祝品：20,000 円相当額の給付
- キ 入院見舞品：3,000 円相当額の給付
- ク 住宅災害見舞品：3,000 円相当額の給付
- ケ 障害見舞品：10,000 円相当額の給付
- コ 会員死亡弔慰品：会員本人 10,000 円相当額の給付
- サ 家族死亡弔慰品：配偶者・親・子 5,000 円相当額の給付

(2) 福利厚生サービス事業

②から⑪までの福利厚生サービス事業を会員に提供すること。提供事業は、下記のとおりとし、メニュー内容・割引施設数・利用回数・割引率等の詳細は、各ガイドブック等に掲載するものとする。また会員の利便性向上のため、以下の条件を遵守すること。

- ア 宿泊関連サービスは3親等まで利用可能にすること。
- イ 金券に関する送料・手数料（郵送代・コンビニ発券代等）は受託事業者にて負担すること。
- ウ 育児補助サービスチケット（300 円補助）を無制限に利用可能にすること。
- エ 外国籍従業員に対応するため会員専用サイト、受託事業者が提供するアプリは日本語以外に最低2か国語（英語、簡体中国語等）の対応をすること。
- オ 保険代理店と提携し、保険に関するセミナー等の実施・相談・提案が出来る体制を整えること。また、現在、会員向けに提供している「全福ネット入院あんしん保険」、「少額短期保険」を会員へ提供すること。

カ 年5回以上、会員向けのセミナーを実施すること。

キ 区内商店街の活性化を図る記事を港区商店街連合会と連携の上、港区専用会報誌「みなとびっく」に掲載するものとする。

(ア) 会員専用ホームページの掲載事業

(イ) 港区専用会報誌「みなとびっく」(年6回発行)の掲載事業(内、4月発行分は保存版)

(ウ) 受託事業者オリジナル会報誌(年4回)の掲載事業

(エ) エリア版会報誌(随時発行)の掲載事業

(オ) 福利厚生ガイドブックの掲載事業

(カ) その他協議の上、臨時に実施する事業

(3) 福利厚生サービス事業情報提供業務

ア 年間を通じて利用できる最新の情報が掲載された福利厚生サービス事業を紹介したガイドブックを年に1回(4月)発行し、全ての会員に無料で配付すること。また、会員に混乱が生じないように、利用出来ないサービス(料金等)の掲載はせず、利用可能なサービスのみ掲載すること。

イ 港区専用会報誌「みなとびっく」に会員証提示等でサービスを受けられる港区内等の飲食店等を掲載すること。また会員証はスマートフォン等でも表示出来るものとする。

ウ 受託事業者は港区専用会報誌「みなとびっく」(年6回発行)とは別にオリジナル会報誌(A4版10P前後)を年4回(6、8、10、2月)発行し、全ての会員に配布すること。また、会員に混乱が生じないように、利用出来ないサービス(料金等)の掲載はせず、利用可能なサービスのみ掲載すること。

エ 最新の福利厚生サービス事業情報等を掲載した港区専用会報誌「みなとびっく」(A4版30P前後)を年6回偶数月(4、6、8、10、12、2月)に発行し、全ての会員に配付すること。4月発行分は会員規約・各種申請書等を掲載し、保存版とすること。また、会員に混乱が生じないように会員専用サイトには利用出来ないサービス(料金等)の掲載はせず、利用可能なサービス(料金等)のみ掲載すること。

オ 港区専用会報誌「みなとびっく」は、スマートフォンやPC以外でも利用可能なサービスを掲載すること。また文字フォントを大きくする等、会員が読みやすい内容にすること。

カ 会員と認識出来るよう、専用の指定したロゴ入りの会員証を発行すること。

キ 会員専用ホームページを開設し、管理・運営すること。また、会員に混乱が生じないように会員専用サイトには利用出来ないサービス(料金等)の表示はせず、利用可能なサービスのみ表示すること。

ク 利用者の利便性を考慮し、受注者が提供するアプリの評価が直近1年間以内において、6ヶ月以上3.0以上(App Store、Google Play)を保っていること。